

TAX JUSTICE

「公正な税制を求める市民連絡会」会報

タックス・ジャスティス

発行：公正な税制を求める市民連絡会

【事務局】〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 弁護士 猪股 正
【連絡先】 TEL 048-862-0355 FAX 048-866-0425

公正な税制を求める市民連絡会

Q検索

HP <http://tax-justice.com/>
facebook <https://www.facebook.com/tax.justice.jp>

Vol.3 2016.1

「世界に冠たる長寿国」 などと言われても……

公正な税制を求める市民連絡会 共同代表 退職者連合事務局長 菅井義夫



社会保障制度が揺らいでいる。政府・与党は、平成25年8月、安倍総理に提出された「社会保障制度改革国民会議」の報告書にもとづき、その最大の要因は少子・高齢化による財源不足だとして、「税・社会保障の一体改革」なる施策を進めている。しかし、社会保障の財源不足は少子・高齢化によるものだけではない。その背景にはもうひとつ、どうしても見逃してはならないことがある。それは、ここ十数年来行われ続けている雇用・労働法制の緩和・改悪によって、不安定雇用労働者・低賃金労働者が激増していることであり、非正規などと呼ばれるそれら多くの労働者が、被用者保険加入への道を事実上閉ざされていることである。むしろそのことこそが少子・高齢化に拍車をかけ、国や地方の税・社会保険料収入を圧迫している最大の要因だといっても過言ではない。

人口の高齢化が進めば、年金・医療・介護などの費用がかさむのは当然である。それを見越して制度を維持・継続させていくには、何よりもまず労働者の雇用の安定を図ることによって、税・社会保険料収入を安定的に確保すべきである。しかし政府・与党は、そのための施策はなおざりにし、「日本を企業が世界で一番活動しやすい国にする」として法人税の実効税率を連続的に引き下げ、産業・企業にとってさらに使い勝手の良い雇用・労働法制に改悪・変質させることで事業主負担分を軽減させ、一方で年金・医療・介護・生活保護などの各種社会保障給付を引き下げ、被保険者への負担を増やすことで収支のバランスを図ることに腐心している。

このままでは少子化だ、人手不足だと言われながら、安定した仕事に就くことができない若者はまだまだ増え続けるだろう。雇用が安定しない、被用者保険にも入れてもらえない、消費税や社会保険料は上がってもそれに見合うだけの賃金は上がらない、だから先の見通しが立たない。そんなこんなで結婚したくても出来ない若者、子供を産みたくても産めないご夫婦、終の棲家さえ確保できない低所得高齢者がいま激増している。

誇張ではない。昨年の全国の生活保護受給者は月平均で160万世帯217万人を超え、1996年以降、毎年最多記録を更新し続けている。このこと一つを見ても経済最優先の施策が雇用・労働環境を劣化させ、貧困層を拡大・定着させていることは明らかである。その結果行き着く先は、経済的な理由で社会に参加できない人、排除される層が構造的に再生産される社会ということになるのだろうか。「世界に冠たる長寿国」などと報じられても、多くの庶民にとっては親の長寿も自分の長寿も素直に喜べない、そんな悲しい国、変な国になりつつあるようだ。日本をそんな国にしてしまってはならない。誰もが生き生きと安心して暮らせる社会にするために、長寿を素直に喜ぶことのできる社会であるために、「社会保障は富の再分配」という基本に立った、公正・公平な負担のあり方が求められている。

そのために最もよく使われる方法が移転価格である。多国籍企業グループ内の子会社間取引は内部取引なので、任意の価格を設定することができる。タックスヘイブン子会社に割安価格で販売し、別の子会社に割高価格で販売すれば、タックスヘイブン子会社に利益を集中することができる。

あるいは特許権などの知的財産権をあらかじめタックスヘイブン子会社に譲渡しておけば、特許使用料の形で利益をタックスヘイブンにシフトすることができる。その他、グループ内の子会社間でローン契約を結び、金利支払いの形で利益を移すこともよく行われる方法である。

OECD(経済協力開発機構)はサミットの要請を受け、このような多国籍企業による利益の移転を「税源浸食と利益移転(BEPS)」と名付け、緊急に是正すべき優先課題に位置付けた。先進国グループであるOECDがBEPS対策に乗り出した背景には、BEPSによってもっとも大きい税収の損失を受けているのは、ほかならぬ先進国だという事情がある。

IMF(国際通貨基金)の試算によると、BEPSによる先進国の税収の長期的損失は5092億ドル(約61兆円)に達し、世界の税収損失の7割を占める。またOECDによれば、BEPSによる世界の法人税収の損失は年間1000億ドル(12兆円)~2400億ドル(29兆円)に達し、これは世界の法人税収の4~10%を占めるという。

1%の利益のために99%が犠牲

タックスヘイブンの恩恵を受けているのは、一握りの多国籍企業と一部の富裕者だけであり、他方その害悪は残りの99%の人々を苦しめる原因となっている。

第一に、不公平と不平等を促進する原因となっていることである。多国籍企業はタックスヘイブンを利用することによって巨額の税を逃れることができる一方、自由に国境を越えることができない国内産業や中小企業は、競争上不利となり、ますますその事業は困難に追い込まれている。

また格差の拡大と貧困化が進行する中で、有り余る富をタックスヘイブンに隠すことができる富裕者をますます富ませ、格差をいっそう拡大している。

第二に、大きな税負担能力のある巨大企業や富裕者が応分の負担を逃れる結果、各国の税収は高まる財政需要に十分応えることができなくなっている。先進国間の税率引き下げ競争は、ますます各国の財政基盤を掘り崩す結果を招いている。各国は財政の立て直しのために緊縮政策を採用し、社会保障や教育など必要な公共サービスを削るとともに、間接税中心の増税によって、勤労者への負担をますます強めている。

第三に、特に貧困な途上国は深刻な影響を受けている。多国籍企業は天然資源や低コストの労働力を求めて、生産の拠点を途上国に求めている。しかし進出した巨大企業は、移転価格、特許権使用料、支払利子、経営報酬などさまざまな手法を使って、途上国で生み出した富の多くを不法に流出させている。

途上国がもっとも頼りにする法人税収が失われる結果、医療や教育など必要な社会サービスに対する需要を満たすことができず、貧困からの脱出をますます困難にしている。

改革への大きな一歩

2013年、サミットの要請を受けて開始された国際的な取り組みは、多国籍企業の税逃れを封じ、新しいグローバルな税のルールを確立するための、大きな一歩を踏み出すものであった。

これまでに得られた成果として大きく二つをあげることができる。第一の成果は、多国籍企業に対し、国ごとの事業内容の報告を求める「国別報告書」の提出が義務付けられたことである。「国別報告書」には、多国籍企業の子会社がある国ごとに、税引き前利益、法人税納税額、利益剰余金、従業員数、資産額、事業内容などを記載しなければならない。「国別報告書」が正確に記載されれば、利益の移転や税逃れを明るみに出すことができる。

第二の成果は、各国間の情報の自動交換制度の確立である。これは匿名預金やペーパーカンパニーを利用した税逃れを防ぐために、各国政府が自国の金融機関にある非居住者の預金口座(ファンドやトラストなどを含む)に関して、その真の所有者や利子・配当の支払い状況などに関する情報を、本国の税務当局に定期的に提供するものである。

しかしOECDによる改革は、BEPSの中心問題から目をそらしている。サミットの要請である「経済活動が行われ、価値が創造されたところで課税する」ためには、多数国にまたがる多国籍企業グループを単一企業として扱い、経済活動に応じた税の配分を実現しなければならない。しかしOECDによる改革案は多国籍企業の子会社を、いまなお独立した企業として扱っている。そのため、移転価格の利用などによる利益移転の余地を残している。

とはいえわれわれは合意された改革の成果を受け、後退や抜け道を許さず、政府に対してこれらの成果の法制化を迫り、「国別報告書」の開示を求めるなど、改革を確実なものにしなければならない。同時に国際課税システム改革の残された課題である「底辺への競争」をやめさせるために、公正な税のための国際協力を強めなければならない。



税金のしくみは どのように決まるの？



私たちが納める税金のしくみ(税制)はいつどのように決まっているのでしょうか？
もっと税金に関心を持ちたいと思うけど、何から始めればいいのか？

A 毎年秋から年末にかけて、税制改正に関する報道が増えます。消費税の軽減税率や法人税の実効税率引き下げばかりがクローズアップされていますが、そもそも私たちが納める税金のしくみ(税制)は、いつどのように決まっているのでしょうか。

憲法第84条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めています。つまり、国や地方公共団体は、法律や条例の定めに基づいてのみ税金を課すことができます。これを「**租税法律主義**」(地方税については「**租税条例主義**」)といいます。他のすべての法律と同様に、税金に関する法律についても、私たちが選挙で選んだ国会議員や地方議員が議会で決めているのです。

具体的には、内閣総理大臣の諮問機関である「**税制調査会**」において租税に関する基本的な事項を調査審議し、内閣総理大臣に答申します。次に、財務省主税局で「**税制改正大綱**」を取りまとめ、内閣が税制改正要綱を閣議決定します。そして、来年度予算と共に税制改正関連法案が衆議院・参議院において審議され、法案の成立、施行という流れになります。

実は、税制調査会には「**政府税調**」と「**自民(与党)税調**」の2つの税調があります。政府税調では学識経験者などが中長期の税制について審議するのに対し、自民(与党)税調では実質的に毎年の税制改正を審議し、毎年12月中旬に税制改正大綱を決定しています。このような税制の決め方に対しては、不透明であるとの批判もあります。「国民のためのあるべき税制」という視点ではなく、「政局や選挙をにらんだ政治家の都合」で税制を議論しているのでは、公正な税制は望めません。

さて後半は、もっと税金に関心を持ちたいという方のために、2つの提言をします。

第1の提言は、「**税務署に行ってみよう**」です。税務署には、税金に関するわかりやすいパンフレットが置いてありますので、ぜひ手に取って読んでみてください。財務省や国税庁のホームページにも、税制に関する情報があります。ただし、国がつくるパンフレットは「**財政が厳しい、少子高齢化が進んでいる、だから消費税を増税して社会保障の財源に**」という論法になっていますので、そこは鵜呑みにせずに「果たして本当にそうだろうか?」と自分の頭で考えることが大切です。

第2の提言は、「**確定申告をしてみよう**」です。「そんなことを言われても、会社が源泉徴収と年末調整をしてくれるから、確定申告する必要はないよ」と思われるかもしれませんが、その通りです。現在の所得税法では、会社に年末調整をする「**義務**」がありますので、給与所得者は自分で税金を計算して申告・納税する権利を奪われています。それが税金に無関心になる大きな要因となっています。

しかし、給与所得以外に一定の所得がある場合や、医療費控除や寄附金控除などの適用を受けたい場合などには、確定申告をする必要があります。「**生命保険料控除証明書**」などが年末調整の書類提出期限に間に合わなかったときにも、確定申告をすれば税金が還付される場合があります。自分で申告書を書いてみると、所得税のしくみもよくわかり、税金への関心も高まります。

まずは自分や家族にとって身近な税金に関心を持つことが、納税者として主体的に税制を考える第一歩となるのです。

税理士 内田麻由子

会員専用メーリングリスト (ML)にご登録ください!

会員専用MLへご登録いただくと、最新ニュースが届くほか全国の会員と情報交換をすることができます。
※MLの招待メールがまだ届いていない会員の方は、お名前・Eメールアドレスを明記の上、uchida@n-sk.org(内田)までお問合せください。

と「団体会員」によって成り立っています。

団体会員

公正な税制を求める市民連絡会は、さまざまな団体と連携し、市民一人ひとりの基本的人権が守られる社会の実現に向けて、共に取り組んでいきます。ここでは団体会員の活動をご紹介します。

反貧困ネットワーク

人間らしい生活と労働の保障を実現し、貧困問題を社会的・政治的に解決しようと2007年に発足したネットワークです。非正規労働者や、路上生活者、シングルマザー、多重債務者、障害者、若者・子どもの貧困などを取り組む人々が参加しています。反貧困世直し集会や、貧困ジャーナリズム大賞授賞式などを毎年開催しつつ、各地の反貧困問題に取り組む人々につながっています。現在、貧困問題は多様化していますが、まったく解決していない貧困問題を解決するために活動しています。



事務局 〒113-0023東京都文京区向丘1-7-8コミュニティ・スペース「ほのぼの」内
TEL/FAX 03-3812-3724 世話人代表 宇都宮健児
ホームページ <http://www.antipoverty-network.org/n.net/>

合同会社フェアリンク

東京都における認証評価機関として、福祉サービス第三者評価を主な事業としています。評価結果は一元的に公表され、都民のサービスの選択に活用されるとともに、自己評価から始まる一連のプロセスにおいて、事業所に対し、サービスの向上や改善に向けての気づきを生み、もって利用者本位の福祉の実現に取り組んでいます。弊社では、第三者評価を基本的に利用者の権利擁護の仕組みと位置づけ、利用者の声の代弁に力を入れています。現在、貧困が社会問題化する中で、声高に自己責任が叫ばれています。自己責任は福祉の対立概念に他なりません。弊社は福祉の業界から公平かつ公正な社会のありかたを探求し、福祉の前提である平和の大切さを訴え続けてまいります。

所在地 〒156-0044東京都世田谷区赤堤1-10-23三井ハイム102号室
TEL 03-6379-1449 FAX 03-6379-1459
ホームページ <http://fair-link.jp/>

事務局より 社会保障の充実のため活動されている団体の皆様へ

社会保障の充実は市民の権利ですが、その実現のためには財源を提言していくことが有効です。公正な税制を求める市民連絡会では多くの税や金融の専門家らと連携して、シンポジウム、集会の案内、税制度の講師派遣をしています。共催、後援などにより、ともに活動の発展、充実にお役に立てると考えています。ぜひ入会をご検討ください。

入会についてのお問い合わせは8ページをご覧ください。▶

